

市宮住宅修繕費用負担区分表

住宅修繕費用の負担区分については、下記のとおり定めています。

もし、故障等が発生し修繕を行う場合は参考にしてください。

なお、修繕区分が不明なときは、安芸市役所財産管理課まで連絡してください。建築及び付帯施設は、入居者の方の日常の清掃や小修繕により、故障箇所が大変少なくなります。

そのためには、入居者の皆様が日頃から整備に心掛ける必要があります。

区分	修繕内容	負担区分		備考
		市	入居者	
建物主体	建物の基礎・土台・柱・梁・屋根	○		
	外壁吹付塗装・剥離（はくり）	○		
	外壁・屋根からの雨漏り	○		
	屋根の塗装	○		
	雨樋の修繕・取替	○		詰まり・掃除は入居者
	屋上マンホール	○		
	避難施設（隔壁・はしご）の修繕	○		点検は入居者
	バルコニーの防水	○		
屋内部分（建築）	床板・根太	○		
	室内の塗装（壁・天井・他）		○	
	壁紙の補修・張替		○	
	畳の表替え		○	
	襖・障子・網戸の張替		○	ビート（JGM）部分も入居者負担
	建築内部の木製建具	○		入居者の責による場合は入居者負担
	玄関鍵の修繕・取替	○		//
	玄関扉・外部建具	○		//
	建具建付調整	○		
	ガラスの取替		○	劣化による場合は、市負担
	カーテンレールの修繕・取替		○	
	手摺（窓・ベランダ・階段）	○		小塗装は入居者
	浴槽敷居の修繕・取替	○		
	浴室防水の修繕	○		
	下駄箱の修繕・取替	○		市設置のものに限る
	臭突の設置・修繕	○		
	便槽修繕・取替	○		
物のほかなもの修繕・取替	○			

区分	修繕内容	負担区分		備考
		市	入居者	
給水施設	3 受水槽設備全般の修繕	○		
	高架水槽設備全般の修繕	○		
	消火栓設備全般の修繕	○		
	給水配管の補修	○		
	露出配管の保温補修	○		
	量水計の補修	○		
	給水管の水漏れ	○		
	凍結による修繕		○	
	足洗い場の修繕	○		水道料は入居者
	受水槽・高架タンクの清掃	○		
	受水槽・高架タンクの水質検査	○		
	受水槽・高架タンクの電気使用料		○	自治会
	排水施設	4 排水処理施設全般の修繕	○	
排水配管の補修		○		
排水管の詰まり			○	
汚水配管の補修		○		
汚水管の詰まり			○	
屋外排水管の詰まり		○		定期清掃は入居者
排水柵の蓋の取替		○		応急修理は入居者
浄化槽の点検・汲取り			○	自治会
浄化槽の水質検査		○		
浄化槽の薬液費			○	自治会
浄化槽の電気使用料			○	自治会
屋内設備（器具）	5 水栓パッキンの取替		○	混合水栓は市
	混合水栓修繕・取替	○		
	流し台・ガス台の修繕	○		
	吊り戸棚の修繕	○		
	トイレ便器の修繕・取替	○		詰まり・掃除は入居者
	便座・ちようつがいの修繕		○	
	ロータンクの修繕・取替	○		水道料は入居者
	手洗い器の修繕・取替	○		詰まり・掃除は入居者
	ペーパーホルダーの修繕・取替		○	
	洗面器の修繕・取替	○		詰まり・掃除は入居者
	化粧鏡の修繕・取替		○	
防水パンの修繕	○		詰まり・掃除は入居者	

区分	修繕内容	負担区分		備考
		市	入居者	
電気施設	幹線・室内配線の修繕・取替	○		
	各戸分電盤の修繕・取替	○		ヒューズは入居者
	照明器具の修繕・取替	○		市設置のもの
	電球・蛍光管の取替		○	グローランプも含む
	スイッチ・コンセントの修繕	○		
	換気扇の修繕・取替	○		入居者の責任による場合は入居者負担 ・ 定期掃除は入居者
	玄関チャイムの修繕	○		
	非常ベルの点検・修繕	○		
	TVアンテナ取付金具（集合住宅）	○		TVアンテナ本体も含む
	TV共聴の点検・修繕（集合住宅）	○		
	外灯（防犯灯）の修繕	○		
	外灯笠・スイッチの取替	○		
ガス施設	配管の修繕・取替	○		安全点検は供給業者
	ガス栓の修繕・取替	○		湯沸し器用は入居者
	接続ゴムホースの設置・取替		○	
	湯沸し器の設置・復旧		○	入居者設置のもの
	ガス警報器の設置・復旧		○	安全管理
	浴槽・バランス釜の修繕・取替	○		市設置のもの。点検は入居者
	給湯器の修繕・取替	○		市設置のもの
共同施設	団地内道路・土留の維持修繕	○		
	境界フェンスの修繕・設置	○		
	緑石・車止めの修繕・設置	○		
	樹木のせん定・消毒		○	高さ3m以上は市
	空き地の清掃・除草		○	
	排水側溝の維持修繕	○		清掃は入居者
	自転車置場の修繕	○		清掃は入居者
	屋外物置の修繕	○		
	団地内掲示板の修繕・設置	○		市設置のもの
	ゴミ集積所の清掃維持管理		○	
	階段室内点検口	○		
	階段室内掲示板	○		市設置のもの
集中ガスボンベ置場	○		ガス供給業者	

(注)

- 1.その他、入居者の費において故意・過失または通常の維持管理不良によって生じた修繕は入居者の費用負担となります。
- 2.軽微な補修および応急処置が可能なものの修繕は、入居者が行ってください。
- 3.負担区分はこのとおりですが、市が行う修繕は、危険度及び今すぐ生活に支障が生じるような緊急度の高いものから実施していきます。内容によっては即実施できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 4.上記の項目の中に該当しない住宅もあります。

☆入居した住宅を日頃から清潔に保つように心掛けましょう。

☆みんなが共同で使う場所は清潔に保つようにしましょう。

☆ゴミ集積場所や住宅周辺の美化に努めましょう。

☆家賃は納期限内に納めましょう。支払いは便利な口座振替で！

問い合わせ先 財産管理課住宅係 Tel.0887-35-1013 (直通)